

## 感染症による出席停止扱いについて

学校保健安全法により、園児が特定の感染症に罹患した場合、園児の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっています。

お子さまが下記の感染症と診断された場合は、医師の指示に従い静養するとともに、出席停止期間は登園を控えていただきますようお願いいたします。

登園の際には、医療機関の証明が必要になります。受診の際には、『登園許可証明書』（ホームページよりダウンロードが出来ます。園にて配付も出来ますのでお申し付けください）に医師の記入の上、クラス担任にご提出下さい。提出後より、登園可能となります。

### 【学校感染症の出席停止期間の基準】 学校保健安全施行規則 第18・19条（平成24年4月1日改正）

	病名	出校停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	アデノウイルス感染症【咽頭結膜熱（プール熱）】	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、りんご病（伝染性紅班）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで